

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐久穂町長

市町村名 (市町村コード)	佐久穂町 (20309)	
地域名 (地域内農業集落名)	余地地区 (余地1・2集落、余地3・4集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月31日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

余地地区は、農業者の平均年齢は76歳、高齢化率が43.2%で町平均より高く、中山間地域で傾斜のある農地が多く耕作条件が悪いため、荒廃農地が42haと農用地面積を上回っている。規模縮小と意向確認できていない農地面積が12haあり、新たな農地の受け手の確保が必要。担い手が利用する農地面積の団地数は平均4箇所、25aと少なく、さらなる集約化が必要。

【地域の基礎的データ】

農地所有者数:97人 農業者12人(うち50歳以下0人)、団体経営体なし

主な作物:水稻、トマト、ブロッコリー、トルコギキョウ

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻について、共同で米栽培に取り組んでいるが高齢化・機械の老朽化等により継続が厳しい状況であるため、栽培方法の見直し、組織化の検討及び集約化と併せ担い手確保に向けた取り組みを進める。

花きについては、現状で集約されているが、担い手確保に向けた取り組みを進める。

野菜については、集約化と併せ担い手確保に向けた取り組みを進める。

新たな作物については、品目及び団地化の検討、担い手の確保等に関して、担い手農家以外の農地の有効活用等を含め、地域と話し合いをしながら検討していく。

荒廃農地、規模縮小の意向のある農地面積、75歳以上の農業者の農地面積などの割合が他の集落と比べ高いため、今後の活用方法等については、慎重に検討していく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	69 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	42 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

現況が農地(農用地区域外を含む)となっているもののうち、既に荒廃農地化している農地を除いたものを農業上の利用が行われる区域とし、既に荒廃農地化しているものを保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を地域との話し合いを通じ、さらに農業委員・農地利用最適化推進委員と集落支援員等と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
できるだけ多くの農地を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農業委員・農地利用最適化推進委員及び集落支援員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域の合意が得られた場合において、集積・集約化に向けて必要な場合は、基盤整備等を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、地域の農業者（里親農家等）、県及びJAと連携しながら、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				